

保発0304第4号
平成27年3月4日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について

本日、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第62号）が公布されたところである。

その内容は下記のとおりであるので、貴管内の市町村（特別区を含む。）、後期高齢者医療広域連合等に周知されたい。

記

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条第2項に基づき、後期高齢者医療の保険料について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を以下のとおり改正する。

1. 改正の趣旨

後期高齢者医療制度における保険料負担の適正化を図るため、経済動向等を踏まえ、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

被保険者均等割額を減額する基準（5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準）について、当該軽減を受けている世帯が、生活水準が変わらなければ次年度においても引き続き当該軽減を受けられるように、改正する。

- ① 5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を24.5万円から26万円に改める。
- ② 2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を45万円から47万円に改める。

3. 施行期日

平成27年4月1日施行